

2020
10
October



CLIENT

No.341



弊法人からのご連絡事項

- ・令和3年固定資産税の減免
- ・東京都感染症対策雇用環境整備促進奨励金

P1

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・楽しい給与計算での退職者の源泉徴収票の印刷方法

弊法人からのご連絡事項

- ・設備投資のご予定について
～10月15日(木)までにご回答ください～

P4

P2

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・残業代の計算方法について

弊社法人からのご連絡事項

- ・楽しい給与計算 社会保険料の変更

P5

P3

Q&A ～皆様からのご質問にお答えします～

- ・急な休業に備えるために今できること

P6



セミナーのご案内

- ・就業規則の「見直しのポイント」とは？

P6

1. 固定資産税・都市計画税の減免

以前にもお伝えいたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少した方は令和3年度の固定資産税・都市計画税の減免が受けられます。

①減免対象者

令和2年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が前年同期比30%以上減少した事業者
減免対象事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税
事業用家屋に対する都市計画税

②減免率

前年同期比50%以上減少→全額免除
前年同期比30%以上50%未満減少→1/2減免

③申請期間

令和3年1月申請開始予定 締切：令和3年1月31日（日）

弊社を通じて申請を希望される場合

10月までの月次資料→11月16日（月）**必着**

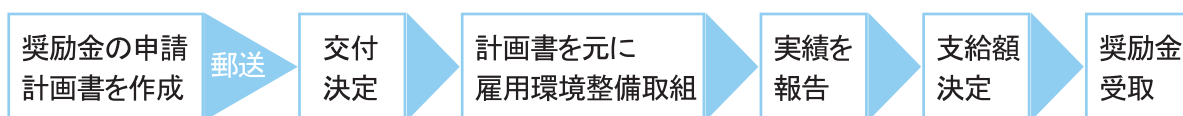
2. 東京都新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金

①対象者

- (1)東京都内に雇用保険適用事業所を置く事業主であること。
- (2)東京労働局から雇用調整助成金の特例措置による支給決定、
新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金の支給決定を受けていること。

②支給金額：1事業所10万円

③手続きの流れ



④申請期間 第1回から第4回は既に終了しております。申請は1回限りとなるのでご注意ください。

| 申請回 | 交付申請受付期間 | 取組期間 | 実績報告受付期間 |
|-----|---------------------|--------------------|------------------|
| 第5回 | 10月9日(金)～10月30日(金) | 12月1日(火)～12月31日(木) | 1月4日(月)～1月25日(月) |
| 第6回 | 11月10日(火)～11月30日(月) | 1月1日(金)～1月31日(木) | 2月1日(月)～2月25日(木) |

雇用調整助成金の申請をした先生で、東京都に診療所がある方は申請をご検討されてみてはいかがでしょうか。申請に関するご不明点は以下にお問い合わせ下さい。

問い合わせ先：東京都産業労働局雇用就業部労働環境課

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>

2021年・2022年の消費税等の申告に関して、簡易課税等の判定を行う必要がございます。高額な設備投資をする場合、課税方式を変更したほうが有利になるケースもありますので、皆様の設備投資のご予定をお知らせください。

つきましては右記の「設備投資に関するお問合せ」を同封しましたので、ご記入の上FAXにてご回答ください。

納税額への影響が大きくなることも考えられますので、
10月15日(木)までに回答をお願いします。

FAX 03-3593-3245

設備投資に関するお問合せ

期限 2020年10月15日(木)

※本年の消費税及び所得税の申告に際して、簡易課税、税額控除等の判定を行う必要がございますので、設備投資の予定についてご回答をお願いします。

①購入価格又はリース総額が1.00万円以上の器材、又は車の購入予定
②器材、又は車の売却予定
③診療所の改装、又は移転の予定
④自宅の購入、又は買い替えの予定

| | | | |
|------------|------------|-------|-------------|
| 〔記載例〕 | | | |
| ユニット買換え 2台 | 400万～500万円 | 2021年 | ボールデンウイーク項 |
| レセコン リース | 300万円位 | | 夏頃 |
| 車買換え | 500万円位 | | 秋頃 |
| 改装 | 600万円位 | 来年 | 正月休み中 |
| 自宅を購入予定 | 金額未定 | | 2022年中に購入予定 |

2021年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

2022年に設備投資又は資産の売却等を (予定している 予定していない)

○ 予定している場合には恐れ入りますが計画(内容、金額、時期等)をお知らせ下さい。

日本クレアス税理士法人 医療事業部
〒100-6033 東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビルディング33階
TEL 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245

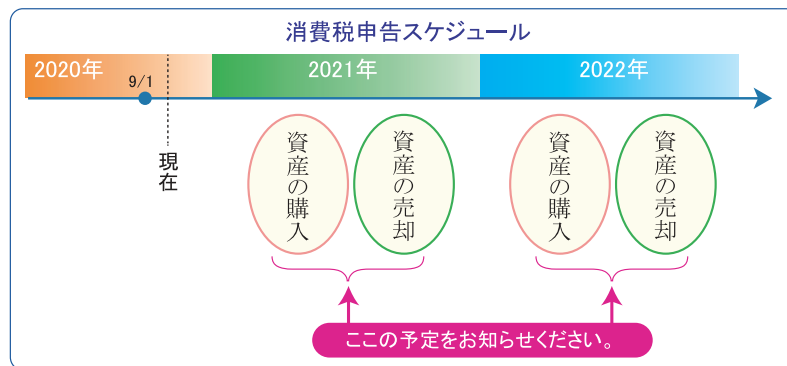
FAX 03-3593-3245

100603101

注意点

歯科医業は一般的に簡易課税方式を選択したほうが税額計算や書類保存義務の点等で有利です。しかし、高額な設備投資をする場合には原則課税方式を選択したほうが税額計算の面で有利になることもあります。

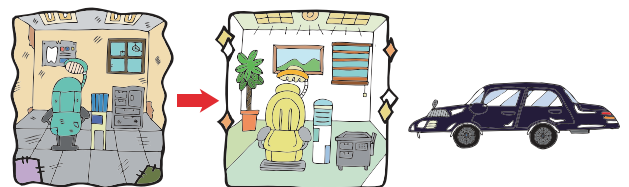
簡易課税方式から原則課税方式へ変更するには、設備投資を行う前年までに届出を提出する必要があります。そのため、2021年・2022年の設備投資についてご予定をお知らせください。



医院の改装や移転・資産の購入

医院の改装や移転、及びユニットや自動車等の資産の購入につきましては、何百万円～何千万円単位で支払いが発生し消費税の判定に影響します。

今まで使っていたものを下取りに出すことも消費税の判定に影響いたしますので、併せてお知らせください。



自宅の購入・買替

自宅の一部を事務所経費として計上している場合、事務所部分は消費税に影響しますので忘れずにご回答ください。

設備投資についてご不明点がございましたら、担当までお問い合わせください。

日本クレアス税理士法人 医療事業部

お問い合わせ先は ☎03-3593-3237

社会保険の算定基礎届の提出により、10月分の給与計算から社会保険料が変更になります。
 楽しい給与計算ソフトの変更方法について、ご案内いたします。
 加入されています健康保険組合によって、操作が異なります。

①日本年金機構（協会けんぽ）及び厚生年金に加入している場合

その他のメニューから設定の変更を行いますと、給与計算で自動計算されます。

楽しい給与計算 > その他のメニュー

その他のメニューTOP

標準報酬月額の一括設定

各項目の内容を変更した後、一番下の「保存する」ボタンを押してください。
 厚生年金のボタンを押すと健康保険料の標準報酬月額に合わせて
 厚生年金保険料の標準報酬月額が設定されます。

| NO | コード | 氏名 | 生年月日 | 健康保険料 標準報酬月額 | 介護保険料 | 厚生年金保険料 標準報酬月額 |
|----|-----|-------|------------------|-----------------|--|-------------------|
| 1 | 001 | 森が開太郎 | 1947年1月22日 (73歳) | 170,000円 | <input type="checkbox"/> 控除対象 | 170,000円 |
| 2 | 002 | 森が開花子 | | 88,000円 | <input checked="" type="checkbox"/> 控除対象 | 88,000円 |
| 3 | 003 | 森が開一郎 | | 150,000円 | <input checked="" type="checkbox"/> 控除対象 | 150,000円 |

保存する

※日本年金機構から届いています『標準報酬決定通知書』の標準報酬の保険料へ変更

事業所整理記号 01-イロハ 事業所番号 12345 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書

| 被保険者 整理番号 | 被保険者氏名 | 生年月日 | 種別 | 適用年月日 | 決定後の標準報酬月額 (健保) | (厚年) |
|--------------|--------|-----------|-----|--------|--------------------|--------|
| 1 | 〇〇 〇〇 | S47.08.16 | 第二種 | H26.09 | 170 千円 | 170 千円 |
| 5 | 〇〇 〇〇 | S48.06.09 | 第二種 | H26.09 | 88 千円 | 88 千円 |
| 6 | 〇〇 〇〇 | S33.03.12 | 第一種 | H26.09 | 150 千円 | 150 千円 |

②東京都歯科健康健保組合（歯科健保）に加入している場合

お手元に届いております基礎算定届による『標準報酬決定通知書』の保険料を給与入力画面で
 直接入力します。

給与入力画面の「控除」欄

| | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|------|-----|------|---------|
| 健康保険料 | 介護保険料 | 厚生年金等 | 雇用保険料 | 所得税 | 住民税 | 年末調整 | 社会保険料合計 |
| 13,000 | 3,000 | 自動計算 | 自動計算 | 自動計算 | | | 16,000 |

控除合計額 16,000

差し支給額 97,850

厚生年金は
①を参照して
ください

保険料明細書(標準報酬決定通知書)
 算定基礎届により、下記の通り決定しましたのでお知らせいたします。

事業所名称 〇〇歯科医院 事業所番号 12345 東京都歯科健康健保組合理事長

| 被保険者番号 | 氏名 | 性別 | 取得年月日 | 異動年月日 | 異動原因 | 新標準報酬月額(千円) | 健康保険料 | | 介護・保険料 | | 控除 | 除外 |
|--------|-------|----|--------|--------|------|-------------|---------|----------|--------|---------|------|----|
| | | | | | | | 保険料(千円) | (被保険者負担) | 保険料 | (事業主負担) | | |
| 1 | 〇〇 〇〇 | 女 | 310401 | 010901 | 算定 | 300 | 27600 | 13800 | 13800 | | 5005 | |
| 2 | 〇〇 〇〇 | 女 | 310401 | 010901 | 算定 | 300 | 27600 | 13800 | 13800 | | 5005 | |
| 3 | 〇〇 〇〇 | 女 | 310401 | 010901 | 算定 | 300 | 20240 | 10120 | 10120 | | 3670 | |
| 4 | 〇〇 〇〇 | 女 | 310401 | 010901 | 算定 | 300 | 20240 | 10120 | 10120 | | 3670 | |
| 5 | 〇〇 〇〇 | 女 | 310401 | 010901 | 算定 | 300 | 23920 | 11960 | 11960 | | 4332 | |

※東京都歯科健康健保組合から届いています『標準報酬決定通知書』の数字に変更

Question

退職した従業員に源泉徴収票を発行したいのですが、どのようにすればいいですか。

Answer ①

楽しい給与計算では下記から源泉徴収票を発行することが可能です。

①【その他のメニュー】の給与情報から該当の年度をクリックする。

②左上の各種帳票欄の【退職者の「給与所得の源泉徴収票」】をクリックする。

③源泉徴収票を発行したい従業員をクリックする。
PDFが出てきますので、こちらから印刷ください。

| 氏名 | 給与所得の源泉徴収票 |
|--------|------------|
| 霞が関 一郎 | 給与所得の源泉徴収票 |

こんな場合は？

給与情報に【退職者の「給与所得の源泉徴収票」】が表示されない、一覧に源泉徴収票を発行したい従業員が表示されない。

対象の従業員情報より、退職日・最後の給与が入力されているか確認下さい。
こちらの入力がないと表示されないのをご注意ください。

Question

緊急事態宣言中に診察を控えていた患者が戻ってきて、最近医院も忙しくなってきました。スタッフに残業をしてもらうこともあるのですが、残業代はどのように計算したらよいでしょうか。

Answer ①

■ 計算式について

労働基準法によって、支払義務が定められているものは、労働時間（原則は1日8時間、1週40時間）を超えて行われた時間外労働に対するものです。

$$1\text{か月の残業代} = \text{時間外労働の時間数(時間)} \times \text{1時間あたりの賃金(円)} \times 1.25$$

$$1\text{時間あたりの賃金(円)} = \text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間(時間)}$$

$$\text{平均所定労働時間} = (\text{365日} - \text{年間所定休日数}) \times \text{1日の所定労働時間} \div \text{12ヵ月}$$

※月給に含める手当は役職手当、職務手当、衛生士手当、ホワイトニング手当、自費手当（毎月支払われるもの）等、含めない手当は賞与、通勤手当、住宅手当、出産祝金、勤続表彰金等となります。

※労働時間数の計算は、原則として1分単位で行わなければなりません。

■ 36協定は結んでいますか？

原則として従業員に残業をさせる場合には、労使間で36協定（労働基準法36条）を締結し、雇用主は「時間外・休日労働に関する協定届（36協定届）」を労働基準監督署に提出しなければなりません。

届出を提出せず、時間外労働をさせた場合、6ヶ月以下の懲役又は30万円以下の罰金を科される可能性があります。（必ずしも、罰則が科される前には是正勧告があるとは限りません）

■ 具体的な計算の例

| | |
|------|----------|
| 基本給 | 180,000円 |
| 職務手当 | 5,000円 |
| 通勤手当 | 10,000円 |

年間所定休日 120日
1日8時間勤務

・1か月で12時間15分の残業をした場合・・・

- ① 平均所定労働時間を求める
 $(365 - 120)\text{日} \times 8\text{h} \div 12\text{ヵ月} = 163.333 \div 163.3\text{h}$
(小数点第2以下切り捨て)
- ② 1時間あたりの賃金を求める
 $(180,000 + 5,000)\text{円} \div 163.3\text{h} = 1132.88 \div 1,133\text{円}$
(1円未満の端数が生じた場合は、50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上を切り上げ)
- ③ 毎月の残業手当の額を求める **⇒17,349円を残業代として支払う**
 $1,133\text{円} \times 1.25 \times 12.25\text{h} = 17,349\text{円}$
(1円未満の端数が生じた場合は、50銭未満の端数を切り捨て、50銭以上を切り上げ)

■ ポイント

- ・ 計算途中で端数処理をする必要がありますので留意しましょう。
- ・ 原則として労働時間は、1分単位でカウントする必要がありますが、1か月間※における時間外労働、休日労働、深夜労働の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満を切り捨て、30分以上を1時間に切り上げることもできます。（※1日の端数処理ではありません。）
- ・ 残業代が正しく計算されないと、従業員と給与未払いのトラブルに発展するおそれがあります。この機会に一度、見直しを行いましょう。



Question

新型コロナウイルスに関連してスタッフに休業を指示しなければいけないケースが出た場合、休業補償についてどんな点に気を付けるべきでしょうか。

Answer

休業期間中の賃金の支払の必要性の有無については、個別事案ごとに総合的に判断をする必要がありますが、労働基準法第26条では、使用者の責に帰すべき事由による休業の場合には、使用者は休業期間中の休業手当（平均賃金の100分の60以上）を支払わなければならないとされています。

新型コロナウイルスのような不可抗力による休業の場合は、使用者の責に帰すべき事由にあらず、使用者に休業手当の支払義務はありませんが、不可抗力とされるには「通常使用者として行うべき最善の努力を尽くすこと」などの要件を満たす必要があるため、総合的な判断が必要です。（出典：厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A」）

また、就業規則等で定めている場合、例えば就業規則で「休業の場合に平均賃金の80%を支払うべきこと」としている場合には、その規程に従うことになります。

◆定期的な就業規則の見直しを◆

就業規則が形骸化してしまい、実際の働き方に則さないものを採用し続けている場合には、この機会に見直しを検討されてはいかがでしょうか？コロナのような将来起こりうるリスクを回避しておくことも目的の一つですが、

- ・正社員だけだったが、パートやアルバイトなど雇用形態が多様になった
 - ・時短や変形労働制を導入した
- なども見直しを検討するポイントです。

◆万全な備えに役立つ「所得補償保険」◆

また、新型コロナウイルスの収束の目途が見えない状況では、「休業」というリスクに対し、経営者自身の生活を守る備えも必要ではないでしょうか。

コロナ禍の中で注目度が高まっているリスク対策として「所得補償保険」（就業不能保険）があります。病気やケガによる入院・自宅療養で仕事ができない期間に、お給料のように給付金がもらえる保険です。仕事ができないために収入が減少する事に加え、治療費の負担が発生します。医療保険では十分にカバーしきれない生活費に着目した保険です。

法人向けの所得補償保険では、スタッフに対する福利厚生として活用することもできます。スタッフとしては就業不能による給与減少のリスクが補償されますし、経営者としては保険料が損金として計上できる減税効果も期待できます。

リスク管理のポイントは「リスク対策」と「保険コスト」のバランスを適切にとることです。日本クレアス財産サポートでは、経験豊富な専門のコンサルタントが、お客様とともに将来想定されるリスクの洗い出しを行い、最適なご提案を行います。お気軽にご連絡ください。

(株) 日本クレアス財産サポート

<保険・相続についてのお問い合わせはお気軽に>

お問い合わせ先は ☎03-3593-3263
✉ info@j-creas.com

ファイナンシャル・プランナー 小林 靖朋

グループ法人である日本クレアス社会保険労務士法人が主催するセミナーをご案内いたします。
ご自宅などでご覧いただく「オンライン」と、当社にご来社の上ライブ配信をご覧いただく「来場」の二つの参加方法からお選びいただきます。経営課題の解決にぜひお役立てください。

◆セミナータイトル◆

2020年版 法改正・労務問題に対応する就業規則の「見直しのポイント」とは？
～テレワーク・民法大改正・ハラスメント・同一労働同一賃金～

◆セミナー内容◆

新型コロナウイルスの影響により、**テレワークなど多様な働き方**の浸透が加速しています。また**120年ぶりの民法の大改正**により賃金請求の時効が2年から3年に伸び（将来的には5年）、未払い賃金があった場合の経営へのインパクトは今まで以上に大きくなります。この他にも、「**パワーハラスメント防止法**」や「**同一労働同一賃金**」の整備など、必要な課題は尽きません。

本セミナーでは、法改正の内容、必要な解決策と就業規則改訂のポイントについて事例を踏まえて分かりやすく解説いたします。

◆開催概要◆

当社にお越しいただき、ライブ配信をご覧いただく「ご来場」と、パソコンを使ってセミナーの配信をご覧いただく「オンライン」2つの方法で開催します。お申込み時に参加方法をお知らせください。

日時：2020年10月14日（水）14:00～16:00
2020年11月11日（水）14:00～16:00
参加：オンライン・来場（いずれも参加費は無料です）
会場：（オンライン）Zoomのウェビナーを使用して開催します。



参加方法や参加URLは開催日の2日前にメールでご連絡しています。
（来場）日本クレアス社会保険労務士法人東京本社 セミナールーム
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階

◆お申込◆

弊社担当、あるいは下記のセミナー事務局までご連絡ください。

日本クレアス社会保険労務士法人 セミナー事務局 TEL：03-3593-3235 E-mail：seminar@j-creas.com

日本クレアス税理士法人 医療事業部

CLIENT 341 号

■発行日：2020年10月5日

■発行元：日本クレアス税理士法人 医療事業部

■URL：<https://ca-medical.jp>

■お問い合わせ先：電話 03-3593-3237 FAX 03-3593-3245



▼東京本社▼

〒100-6033 東京都千代田区霞が関3丁目2番5号 霞が関ビルディング33階
電話（代表）：03-3593-3235 FAX：03-3593-3246

〈国内〉 東京 / 大阪 / 高崎 / 富山 / 千葉

日本クレアス税理士法人

日本クレアス社会保険労務士法人

株式会社コーポレート・アドバイザーズM&A

株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング

株式会社日本クレアス財産サポート